

5. 学生生活の基本

1. 学生証 (身分証明書)

学生証は、日本橋学館大学の学生であることを証明するものです。

紛失・破損には充分気を付け、大切に扱ってください。また、人に貸してもいけません。

学生証は常に携帯し、教職員から請求のあった時又は、下記の場合には、必ず提示をしてください。

- ① 試験を受けるとき
- ② 各種証明書発行等を願い出るとき、受け取るとき
- ③ 通学定期券を購入するとき
- ④ 図書館を利用するとき
- ⑤ 大学の施設・備品を利用、借用するとき
- ⑥ 遺失物を受け取るとき

(1) 学籍番号について

学生証に記載されている8桁の番号が学籍番号です。

この学籍番号は、ひとつひとつの数字に意味付けがされており、卒業するまでその番号は変わることはありません。

試験をはじめあらゆる手続に必要となりますので、正確に覚えてください。

《学籍番号8桁の見方》

1	2	3	4	5	6	7	8
---	---	---	---	---	---	---	---

ケタ数	意 味	備 考
1	適用カリキュラム (1カリキュラム)	<u>2008年度以前に入学した、全ての学生に1がついています。</u>
2～3	入学年度（西暦）の 下二ケタ	(例) 2008年度入学生 <u>08</u>
4～5	学部・学科等の番号	<u>全ての学生に11がついています。</u>
6～8	個人番号	50音順に <u>001</u> からついています。

(2) 有効期間と返還

学生証は、最短修業年限を有効期間として使用することができます。

(*外国人留学生は別に定める。)

学生証は大学が学生に貸与しているものです。卒業・退学等の理由により学籍を失ったり、無効となった場合は直ちに返還してください。

また、学生証の再発行の後で、前に使用していた学生証が見つかった場合、その学生証は無効となりますので、直ちに返還してください。

(3) 再 発 行

学生証を紛失・盗難又は、破損・汚損した場合は、学生支援課まで再発行を
願い出てください。また、紛失・盗難の場合は悪用され大きな被害を被ること
があります。速やかに最寄りの警察署又は交番に届出てください。

種 類	発行手数料	発行日
学生証（再発行）	1,000 円（1回）	願い出た日の翌日。
<p>(再発行の注意事項)</p> <p>① 最短修業年限を超えて在学する場合、再発行になります。</p> <p>② 破損・汚損の場合は、現在使用中の「学生証」も提出してください。</p> <p>③ 顔写真の変更を希望する場合は、写真を提出してください。</p> <p>※ <u>電話での再発行の依頼には応じることができません。</u></p>		

2. 重要事項の通知

(1) 掲 示 板

本学からの学生への通知・連絡等は、1号館1F廊下に設置されている掲示
板にて行います。見落としのないよう常に注意し、確認するよう心がけてくだ
さい。

掲示を見落としのために、不利益を被っても本学は責任をとることができま
せん。

(2) 休講、補講及び
教室変更

授業の休講は掲示板で連絡しますので、教室へ行く前に必ず確認してくださ
い。なお、休講の掲示がなく、授業開始時間を30分以上過ぎても担当教員が
出講しない場合は、教務課に問い合わせ、指示を受けてください。

授業が休講になった場合、その授業を補うために補講期間又はそれ以外の日
に補講を行う場合があります。補講については、掲示板でお知らせします。

また、学内行事等の関係で教室が変更になる可能性があります。この場
合も掲示板で連絡しますので、必ず確認してください。

(3) 試 験 日 程

前期・後期定期試験及び追・再試験の日程は、掲示板に掲示しますので、必
ず確認してください。確認せず、試験を受け損ね、留年ということにならない
よう充分注意してください。

また、日程が変更される場合も掲示板で連絡しますので、間違いのないよう
気をつけてください。

(4) 電話による
問い合わせ

緊急時以外は、電話による呼び出し、問い合わせには応じることができません。

《応じることができない例》

- 〇〇さん呼び出してください。
- △△君の住所を教えてください。
- ××教室に忘れ物をしたのですが、届いていますか。
- 掲示板の呼び出し欄に自分の名前がありますか。
- 今日の休講はありますか。
- 今度大学に行かなければならない日はいつですか。

など

3. 交通機関の
ストライキの際の
授業の取り扱い

本学への通学の際利用する主な交通機関の、ストライキによる運行停止時の授業の取り扱いは、次のとおりです。

主 な 交 通 機 関		
J R ・ 東 武 鉄 道 ・ 京 成 電 鉄 ・ 新 京 成 電 鉄 ・ 東 京 メ ト ロ など		
始発までに解決の場合	午前9時までに解決の場合	午前9時現在未解決の場合
通常授業	第3時限(12:50~)より授業 〈第1、2時限休講〉	休 講

4. 授業料等の納付

授業料等は本学より送付される「学納金納入指定振込用紙(振込依頼書)」により、毎年前期分は4月1日までに、後期分は10月1日までに所定の銀行口座に納付してください。

授 業 料 等 (年 間)	
授 業 料	690,000円 (前期:345,000円 後期:345,000円)
施設設備資金	360,000円 (前期:180,000円 後期:180,000円)
学生会会費	1~3学年 7,000円 (前期:7,000円 「年会費」) 4学年 20,000円 (前期:20,000円 「年会費」)

※ 授業料等が未納の場合、定期試験の受験資格がなくなります。

なお、施設設備資金は、休学期間中でも納入が必要です。

また、学則第35条に基づき、督促してもなお納付がない場合は除籍となります。